

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和5年度札幌市地域包括支援センター運営事業
発 注 課	保) 介護保険課
選 定 事 業 者	別添のとおり
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>当該事業は、介護保険法第115条の47に基づき、「老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者その他厚生労働省令で定める者に対し委託することができる」とされており、この厚生労働省令で定める者とは、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人等で市町村が適当と認めるものとされている。</p> <p>また、選定においては、地域包括支援センター運営協議会の議を経ることとされていることから、札幌市地域包括支援センター運営協議会の協議を経て、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人を選定している。</p> <p>当該事業は、地域のサービスネットワークの構築、高齢者の状態変化に対応した長期継続的な包括的・継続的ケアマネジメント支援等を通じて、地域包括ケアシステムの構築を目指すことを目的としており、その達成には、実績を通じた継続性が不可欠である。</p> <p>当該事業においては、何より、地域の高齢者の心身の健康維持や保健・福祉・医療の向上を図ることが優先されるべきであり、受託において競争性を図るものではないことから、委託については、現に適切、公正、中立かつ効率的に当該事業を実施している法人を選考し、地方自治法第167条の2第1項第2号に基づき、地域包括支援センター運営事業を特定随意契約にて委託する。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和5年3月8日

令和5年度札幌市地域包括支援センター運営事業 選定事業者

地域包括支援センター名	契約の相手方	
札幌市中央区第1地域包括支援センター	社会福祉法人	札幌市社会福祉協議会
札幌市中央区第2地域包括支援センター	社会福祉法人	札幌慈啓会
札幌市中央区第3地域包括支援センター	社会福祉法人	札幌慈啓会
札幌市北区第1地域包括支援センター	社会福祉法人	札幌市社会福祉協議会
札幌市北区第2地域包括支援センター	社会福祉法人	札幌市社会福祉協議会
札幌市北区第3地域包括支援センター	社会福祉法人	札幌市社会福祉協議会
札幌市東区第1地域包括支援センター	社会福祉法人	札幌市社会福祉協議会
札幌市東区第2地域包括支援センター	社会福祉法人	三草会
札幌市東区第3地域包括支援センター	社会福祉法人	札幌市社会福祉協議会
札幌市白石区第1地域包括支援センター	社会福祉法人	溪仁会
札幌市白石区第2地域包括支援センター	医療法人	東札幌病院
札幌市白石区第3地域包括支援センター	社会福祉法人	溪仁会
札幌市厚別区第1地域包括支援センター	社会福祉法人	栄和会
札幌市厚別区第2地域包括支援センター	社会福祉法人	栄和会
札幌市豊平区第1地域包括支援センター	社会福祉法人	札幌市社会福祉協議会
札幌市豊平区第2地域包括支援センター	社会医療法人	恵和会
札幌市豊平区第3地域包括支援センター	社会医療法人	恵和会
札幌市清田区第1地域包括支援センター	社会福祉法人	ほくろう福祉協会
札幌市清田区第2地域包括支援センター	社会福祉法人	ほくろう福祉協会
札幌市南区第1地域包括支援センター	社会医療法人	恵和会
札幌市南区第2地域包括支援センター	医療法人	愛全会
札幌市南区第3地域包括支援センター	社会福祉法人	札幌市社会福祉協議会
札幌市西区第1地域包括支援センター	医療法人社団	静和会
札幌市西区第2地域包括支援センター	社会福祉法人	札幌市社会福祉協議会
札幌市西区第3地域包括支援センター	社会福祉法人	ノマド福祉会
札幌市手稲区第1地域包括支援センター	医療法人	秀友会
札幌市手稲区第2地域包括支援センター	医療法人	秀友会